

「平成 24 年度使用教科用拡大図書複製補償金 について」関係資料

目 次

平成 24 年諮問第 91 号	1
（平成 24 年度使用教科用拡大図書に著作物を複製する場合の補償金の額）	
平成 24 年度使用教科用拡大図書複製補償金について	4
〔 別添 教科用拡大図書の補償金の定め方について 〕	
教科用拡大図書複製補償金額比較表	9
教科用拡大図書複製補償金関係規定	11



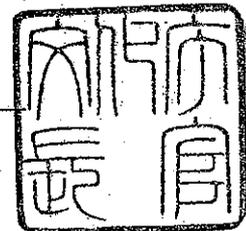
24庁房第271号
平成24年諮問第91号

文化審議会

著作権法（昭和45年法律第48号）第33条の2第2項の規定に基づき、平成24年度使用教科用拡大図書に著作物を複製する場合の補償金の額を次のとおり定めることとしたいので、同法第71条の規定により諮問します。

平成24年12月21日

文化庁長官 近藤 誠



平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金額（案）

I 言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の2第2項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用 (単位：円)

種類	補償金の額	
第一種	国内	7,665
	国外	7,300
第二種	国内	5,040
	国外	4,800
第三種	国内	3,045
	国外	2,900
第四種	国内	735
	国外	700

中学校用 (単位：円)

種類	補償金の額	
第一種	国内	7,665
	国外	7,300
第二種	国内	5,040
	国外	4,800
第三種	国内	3,045
	国外	2,900
第四種	国内	735
	国外	700

高等学校用 (単位：円)

種類	補償金の額	
第一種	国内	7,350
	国外	7,000
第二種	国内	4,935
	国外	4,700
第三種	国内	2,940
	国外	2,800
第四種	国内	735
	国外	700

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。
- 第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。
- 国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。
- 翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

II 音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用 (単位：円)

補償金の額	補償金の額	
補償金の額	国内	1,050
	国外	1,000

中学校用 (単位：円)

補償金の額	補償金の額	
補償金の額	国内	1,050
	国外	1,000

高等学校用 (単位：円)

補償金の額	補償金の額	
補償金の額	国内	1,050
	国外	1,000

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

Ⅲ 美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

大きさ		補償金の額
1 ページ 大	国内	1,155
	国外	1,100
1/2ページ 大	国内	630
	国外	600
1/4ページ 大以内	国内	315
	国外	300

大きさ		補償金の額
1 ページ 大	国内	1,155
	国外	1,100
1/2ページ 大	国内	630
	国外	600
1/4ページ 大以内	国内	315
	国外	300

大きさ		補償金の額
1 ページ 大	国内	1,155
	国外	1,100
1/2ページ 大	国内	630
	国外	600
1/4ページ 大以内	国内	315
	国外	300

備 考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 「1 ページ大」とは、一の著作物を2分の1 ページを超え、1 ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1 ページ大」とは、一の著作物を4分の1 ページを超え、2分の1 ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1 ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1 ページ以内の大きさで複製する場合をいう。
- 写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅳ その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金について

1. 平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金の算出方法について

平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金の額については、別添「教科用拡大図書の補償金の定め方について（平成16年1月14日文化審議会著作権分科会決定）」の考え方に基づいて算出する。

2. 平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金額について

上記教科用拡大図書の補償金の定め方に基づき算定する。具体的な補償金額は「平成24年度教科用拡大図書複製補償金額（案）」参照

平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少部数推定額} / 2$$

$$\text{少部数推定額} = 1 \text{ 万部未満の額} - (2 \text{ 万部未満の額} - 1 \text{ 万部未満の額})$$

【言語の著作物】(小学校用)

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
第1種	国内	21,315	27,300			7,665	5/2 5
	国外	20,300	26,000			7,300	
第2種	国内	14,175	18,165			5,040	5/3 5
	国外	13,500	17,300			4,800	
第3種	国内	8,505	10,920	-2,300	→	3,045	基準
	国外	8,100	10,400			5,800	
第4種	国内	1,995	2,520			735	7/30 5
	国外	1,900	2,400			700	

【音楽の著作物】(小学校用)

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
補償金 の額	国内	2,520	3,045			1,050	
	国外	2,400	2,900			-500	

【美術・写真の著作物】(小学校用)

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
1 巻 大	国内	4,200	6,090	-1,800	→	1,155	基準
	国外	4,000	5,800			2,200	
1/2 巻 大	国内	2,100	3,045			630	1/2 5
	国外	2,000	2,900			600	
1/4 巻 大 以内	国内	1,260	1,785			315	3/10 5
	国外	1,200	1,700			300	

【国内は消費税相当額を加算】【単位：円】【国外の10円の位を四捨五入】

平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少部数推定額} / 2$$

$$\text{少部数推定額} = 1 \text{ 万部未満の額} - (2 \text{ 万部未満の額} - 1 \text{ 万部未満の額})$$

【言語の著作物】(中学校用)

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
第1種	国内	21,315	27,300			7,665	5/2 5
	国外	20,300	26,000			7,300	
第2種	国内	14,175	18,165			5,040	5/3 5
	国外	13,500	17,300			4,800	
第3種	国内	8,505	10,920	-2,300	→	3,045	基準
	国外	8,100	10,400			5,800	
第4種	国内	1,995	2,520			735	7/30 5
	国外	1,900	2,400			700	

【音楽の著作物】(中学校用)

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
補償金 の額	国内	2,520	3,045			1,050	
	国外	2,400	2,900			-500	

【美術・写真の著作物】(中学校用)

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
1 2 大	国内	4,200	6,090			1,155	基準
	国外	4,000	5,800			-1,800	
1/2 2 大	国内	2,100	3,045			630	1/2 5
	国外	2,000	2,900			600	
1/4 2 大以内	国内	1,260	1,785			315	3/10 5
	国外	1,200	1,700			300	

【国内は消費税相当額を加算】【単位：円】【国外の10円の位を四捨五入】

平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金額の算出方法

$$\text{拡大教科書補償金} = \text{少部数推定額} / 2$$

$$\text{少部数推定額} = 1 \text{ 万部未満の額} - (2 \text{ 万部未満の額} - 1 \text{ 万部未満の額})$$

【言語の著作物】（高等学校用）

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100 部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
第 1 種	国内	20,475	26,250			7,350	5/2 5
	国外	19,500	25,000			7,000	
第 2 種	国内	13,650	17,535			4,935	5/3 5
	国外	13,000	16,700			4,700	
第 3 種	国内	8,190	10,500	-2,200	→	2,940	基準
	国外	7,800	10,000			5,600	
第 4 種	国内	1,890	2,415			735	7/30 5
	国外	1,800	2,300			700	

【音楽の著作物】（高等学校用）

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100 部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
補償金 の 額	国内	2,520	3,045		→	1,050	
	国外	2,400	2,900			-500	

【美術・写真の著作物】（高等学校用）

発行部数 種類		H24 年度教科書補償金(案)		少部数推定額 (100 部相当)	→	H24 年度 拡大教科書 補償金(案)	
		1 万部未満	1 万部以上 2 万部未満				
1 巻 大	国内	3,885	5,565	-1,600	→	1,155	基準
	国外	3,700	5,300			2,100	
1/2 巻 大	国内	1,995	2,835			630	1/2 5
	国外	1,900	2,700			600	
1/4 巻 大 以内	国内	1,155	1,680			315	3/10 5
	国外	1,100	1,600			300	

【国内は消費税相当額を加算】【単位：円】【国外の 10 円の位を四捨五入】

教科用拡大図書の補償金の定め方について

平成 16 年 1 月 14 日

文化審議会著作権分科会決定

平成 15 年 6 月 12 日に成立した改正著作権法において、教科用拡大図書（以下、「拡大教科書」という。）の作成を権利者に許諾を得ることなく行うことができることとされ、営利を目的として拡大教科書を作成する場合には、文化庁長官が毎年定める補償金を著作権者に支払うことが義務付けられた。（平成 16 年 1 月 1 日施行）

このため、拡大教科書の補償金を定める必要があり、この補償金の定め方に関する考え方を示す。

1. 基本的な考え方について

(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

(3) 著作権法第 33 条第 2 項の教科書補償金の算出方法に準拠して定める。

- ① 現行の教科書補償金は、権利者への最低補償として発行部数を 1 万部未満の額と定めており、これを基準にして発行部数毎に一定割合の額を加算した段階的な体系としている。
- ② 「言語の著作物」は「第 3 種」の額、「美術・写真の著作物」は「1 ページ大」の額を基準とし、一定の割合を乗じて他の「種類」、「大きさ」について算出している。

2. 補償金の額の算出方法について

(1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。

- ① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が 100 部程度と少ないことから、現行の教科書補償金を基に少部数（100 部程度）発行した場合の額を推定することとする。
- ② 拡大教科書の利用実態をかんがみ、発行部数による区分は設けないこととする。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

公共交通機関等では、障害者福祉法に基づき身体にハンディを負った者に対し割引制度を実施しており、拡大教科書の作成にあたって利用される著作物の補償金においても、弱視の児童・生徒のために作成される教科書といった、福祉を目的とした性質を十分に考慮すると、上述の 100 部相当の額の 2 分の 1 の額とすることが適当である。

【福祉割引の参考例】

5 割	鉄道、バス、船舶の運賃等、高速道路の通行料、公共施設入場料、他
3 割 7 分	航空機運賃
1 割	タクシー運賃

教科用拡大図書複製補償金額比較表

I 言語の著作物

小学校用 (単位：円)

種類		平成23年度	平成24年度	変動額
第一種	国内	7,665	7,665	0
	国外	7,300	7,300	0
第二種	国内	5,040	5,040	0
	国外	4,800	4,800	0
第三種	国内	3,045	3,045	0
	国外	2,900	2,900	0
第四種	国内	735	735	0
	国外	700	700	0

中学校用 (単位：円)

種類		平成23年度	平成24年度	変動額
第一種	国内	7,140	7,665	525
	国外	6,800	7,300	500
第二種	国内	4,725	5,040	315
	国外	4,500	4,800	300
第三種	国内	2,835	3,045	210
	国外	2,700	2,900	200
第四種	国内	630	735	105
	国外	600	700	100

高等学校用 (単位：円)

種類		平成23年度	平成24年度	変動額
第一種	国内	7,350	7,350	0
	国外	7,000	7,000	0
第二種	国内	4,935	4,935	0
	国外	4,700	4,700	0
第三種	国内	2,940	2,940	0
	国外	2,800	2,800	0
第四種	国内	735	735	0
	国外	700	700	0

II 音楽の著作物

小学校用 (単位：円)

		平成23年度	平成24年度	変動額
補償金の額	国内	1,050	1,050	0
	国外	1,000	1,000	0

中学校用 (単位：円)

		平成23年度	平成24年度	変動額
補償金の額	国内	945	1,050	105
	国外	900	1,000	100

高等学校用 (単位：円)

		平成23年度	平成24年度	変動額
補償金の額	国内	1,050	1,050	0
	国外	1,000	1,000	0

Ⅲ 美術の著作物・写真の著作物

小学校用 (単位：円)

大きさ		平成23年度	平成24年度	変動額
1 ページ 大	国内	1,155	1,155	0
	国外	1,100	1,100	0
1/2ページ 大	国内	630	630	0
	国外	600	600	0
1/4ページ 大以内	国内	315	315	0
	国外	300	300	0

中学校用 (単位：円)

大きさ		平成23年度	平成24年度	変動額
1 ページ 大	国内	1,155	1,155	0
	国外	1,100	1,100	0
1/2ページ 大	国内	630	630	0
	国外	600	600	0
1/4ページ 大以内	国内	315	315	0
	国外	300	300	0

高等学校用 (単位：円)

大きさ		平成23年度	平成24年度	変動額
1 ページ 大	国内	1,155	1,155	0
	国外	1,100	1,100	0
1/2ページ 大	国内	630	630	0
	国外	600	600	0
1/4ページ 大以内	国内	315	315	0
	国外	300	300	0

教科用拡大図書複製補償金関係規定

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。